

福知山市監査委員告示第3号

令和4年度に実施した財政援助団体等監査の結果を受けて講じられた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和5年6月26日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 中 嶋 守

監査の結果	講じた措置
<p>1 現金等の管理について 現金、通帳、届出印等が一か所で保管されていた。リスク管理の面からも、保管方法について再考されたい。</p> <p>2 規程等への明記について 各事業の実施において、実施規程等に明記されていない事項が見受けられた。規程等に明記すべき事項を整理し、必要な見直しをされたい。</p>	<p>1 現金等の管理について 現金、通帳、届出印等を一か所で保管していたものを、分散して保管するようにした。</p> <p>2 規程等への明記について (1) 「三和地域協議会非常勤役員報酬（年額）及び費用弁償」を定め、役員報酬及び費用弁償の根拠を定めた。 (2) 「三和地域公共交通空白地有償運送事業実施規程」を変更し、回数券や割引券、キャンセル料、事務局による運送手当の支出根拠等を定めた。 (3) 「三和地域暮らしサポート事業実施規程」を新たに定め、事業実施の根拠となる事項を定めた。</p>